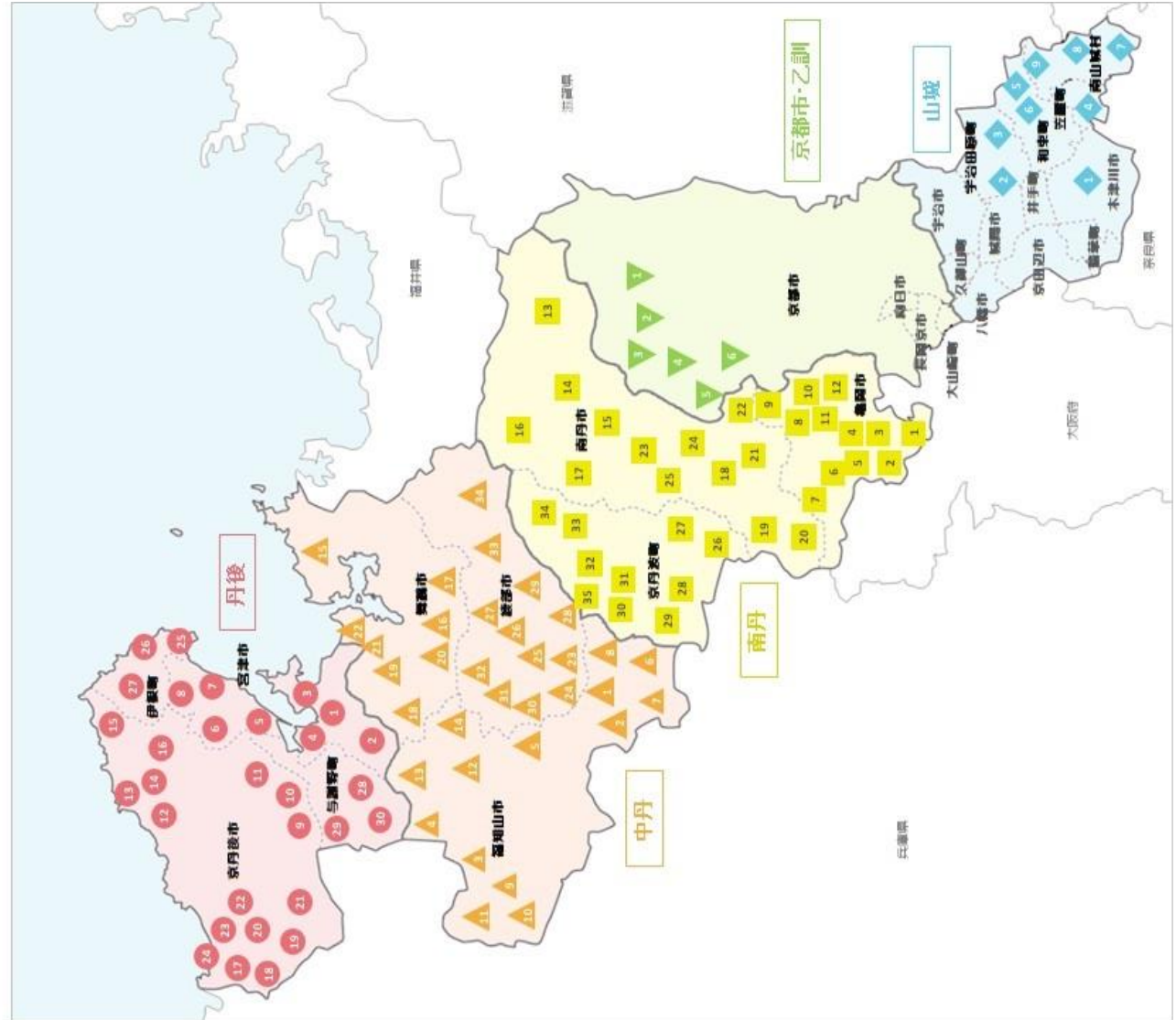


移住促進特別区域

(令和5年3月22日時点)
指定区域: 16市町内114地区

- 丹後
 - 1 宮津市宮津(みやつ)地区
 - 2 宮津市宮田(みやた)地区
 - 3 宮津市吉津(よしづ)地区
 - 4 宮津市府中(ふちゅう)地区
 - 5 宮津市世原(せはら)地区
 - 6 宮津市善老(ぜんらう)地区
 - 7 宮津市日ヶ谷(ひがたに)地区
 - 8 京丹後市大宮町大宮南(おおみやみなみ)地区
 - 9 京丹後市大宮町三重・森本(みやえ・もりもと)地区
 - 10 京丹後市大宮町五十河(いしかが)地区
 - 11 京丹後市網野町高津(たかつ)地区
 - 12 京丹後市丹後町西郷(さいご)地区
 - 13 京丹後市丹後町豊栄(とよさか)地区
 - 14 京丹後市丹後町宇川(うがわ)地区
- 丹波
 - 15 福知山市上大人部(かみおとべ)地区
 - 16 福知山市中大人部(なかおとべ)地区
 - 17 福知山市三岳(みたけ)地区
 - 18 福知山市雲原(くもはら)地区
 - 19 福知山市佐原(さきはら)地区
 - 20 福知山市三和町斐原(うはら)地区
 - 21 福知山市三和町福見(ふくみ)地区
 - 22 福知山市三和町川合(かわがひ)地区
 - 23 福知山市夜久野町下夜久野(しもやの)地区
 - 24 福知山市夜久野町中夜久野(なかやの)地区
 - 25 福知山市夜久野町上夜久野(かみやの)地区
 - 26 福知山市大江町河守(こうもり)地区
 - 27 福知山市大江町河守上(こうもりかみ)地区
 - 28 舞鶴市大浦(おおうら)地区
 - 29 舞鶴市池内(いけうち)地区
- 丹波
 - 30 南丹市園部町摩気(まげ)地区
 - 31 南丹市園部町西本郷(にしほんごう)地区
 - 32 南丹市八木町北(きた)地区
 - 33 南丹市八木町神吉(かみかみ)地区
 - 34 南丹市日吉町五ヶ荘(ごかじょう)地区
 - 35 南丹市日吉町世木(せき)地区
 - 36 南丹市日吉町胡麻塚(ごまづか)地区
 - 37 京丹波町竹野(たけの)地区
 - 38 京丹波町高野(たかの)地区
 - 39 京丹波町梅田(うめだ)地区
 - 40 京丹波町三ノ宮(さんのみや)地区
 - 41 京丹波町實美(じつみ)地区
 - 42 京丹波町和知(わち)地区
 - 43 京丹波町和知第2ブロック(わちだいに)地区
 - 44 京丹波町和知第1ブロック(わちだいち)地区
 - 45 京丹波町和知西部(わちさいぶ)地区
- 丹波
 - 46 和東町車和東(くるまわづか)地区
 - 47 南山城村高尾田山(たかおたやま)地区
 - 48 南山城村大河原(おおかわら)地区
 - 49 南山城村野殿意山原(のどのどうせんぼん)地区

- 丹波
 - 50 京丹波市久美浜町久美浜一区(くみはま一区)地区
 - 51 京丹波市久美浜町久美浜二区(くみはま二区)地区
 - 52 京丹波市久美浜町川上(かわかみ)地区
 - 53 京丹波市久美浜町海部(かいべ)地区
 - 54 京丹波市久美浜町佐藤(さとう)地区
 - 55 京丹波市久美浜町神野(かんの)地区
 - 56 伊根町伊根(いげん)地区
 - 57 伊根町朝妻(あさつま)地区
 - 58 伊根町本庄・筒川(ほんじょう・つづか)地区
 - 59 与瀬町野崎(のざき)地区
 - 60 与瀬町野岩屋(のいわや)地区
 - 61 与瀬町野与瀬小学校区(よせしょうがっこう)地区
- 丹波
 - 62 舞鶴市岡田上(おかたかみ)地区
 - 63 舞鶴市岡田中(おかたなか)地区
 - 64 舞鶴市岡田下(おかたしも)地区
 - 65 舞鶴市八雲(やぐも)地区
 - 66 舞鶴市神崎(かみやま)地区
 - 67 舞鶴市神部(かみやべ)地区
 - 68 舞鶴市市街(しやま)地区
 - 69 舞鶴市吉妻(よしみ)地区
 - 70 舞鶴市西八田(にしやちだ)地区
 - 71 舞鶴市山家(やまが)地区
 - 72 舞鶴市山口上林(くちかみんばやし)地区
 - 73 舞鶴市物部(ものべ)地区
 - 74 舞鶴市志賀(しがた)地区
 - 75 舞鶴市上上林(かみかみんばやし)地区
 - 76 舞鶴市上上林(かみかみんばやし)地区
- 丹波
 - 77 亀岡市東別院(ひがしべついん)地区
 - 78 亀岡市西別院(にしべついん)地区
 - 79 亀岡市曾我部(そがべ)地区
 - 80 亀岡市吉川(よしかわ)地区
 - 81 亀岡市神田野(かみかみ)地区
 - 82 亀岡市宮前(みやまへ)地区
 - 83 亀岡市東本梅(ひがしほんめ)地区
 - 84 亀岡市馬路(うまじ)地区
 - 85 亀岡市千歳(ちとせ)地区
 - 86 亀岡市河原林(かわらばやし)地区
 - 87 亀岡市原津(はらづ)地区
 - 88 南丹市美山町知井(ちい)地区
 - 89 南丹市美山町宮原(みやら)地区
 - 90 南丹市美山町宮高(みやかみ)地区
 - 91 南丹市美山町宮分(みやま)地区
 - 92 南丹市美山町大野(おおの)地区
 - 93 南丹市園部町川辺(かわべ)地区
- 丹波
 - 94 京都市右京区京北黒山(けいほくくろさん)地区
 - 95 京都市右京区京北宇津(けいほくうつづ)地区
 - 96 京都市右京区京北蒲野(けいほくほの)地区
 - 97 京都市右京区京北三ノ宮(さんのみや)地区
 - 98 京都市右京区京北高尾田山(たかおたやま)地区
 - 99 京都市右京区京北大河原(おほかわら)地区
 - 100 京都市右京区京北野殿意山原(のどのどうせんぼん)地区
- 丹波
 - 101 木津川市加茂町高尾(かみのほ)地区
 - 102 宇治田原町田原(たはら)地区
 - 103 宇治田原町宇治田原(うじたはら)地区
 - 104 京丹波町空屋町(かさぢやう)地区
 - 105 和東町湯船(ゆふね)地区



移住促進特別区域

(令和5年3月22日時点)
指定区域: 16市町内114地区

「移住するなら京都」の実現を目指します!!

令和4年4月から

京都府は市町村と連携して

近年、地域における移住促進の取組によって、多くの方が京都府内に移住されるようになりました。また、テレワークの普及等による働き方や暮らし方の変化によって、都市部で暮らす方の地域に対する関心が高まっているところです。

そこで、京都府内への移住者や、地域に関わる様々な人が、住民とともに地域で活躍できる環境づくりをすることで、地域の活性化を目指す条例「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」を策定しました。



「移住するなら京都プロジェクト」や条例の詳細については、右QRコードからご覧いただけます。



～移住促進特別区域とは～

区域詳細は裏面参照

移住の促進によって地域活性化に取り組む地域を市町村長の申出をもとに「移住促進特別区域」として指定しています。

府は市町村を通じて、この指定を受けた地域へ移住する人や、地域内で行われる移住促進に関する活動について支援を行います。



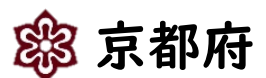
▶ 区域指定要件

- 1 特別な対策を講じる必要があると認められること
- 2 移住促進の取組が円滑かつ継続的に実施されると見込まれること
- 3 市町村が区域内住民の理解と協力を得るよう努めていること
- 4 市町村が区域で継続的に移住促進するための体制を整備すること
- 5 市町村が区域内の空家の実情に即した移住促進施策を実施すること

～移住者受入・活躍応援計画とは～

移住促進特別区域のうち、市町村が地域の特性に応じて行う移住促進や移住された方が活躍できる地域づくりにつながる事業について計画を作成した場合、この計画を「移住者受入・活躍応援計画」として府が認定します。

府は認定を受けた市町村事業や計画の実施に関わる事業者に対し、支援を行います。



◆移住促進特別区域における支援

移住者への支援

- 空家改修等の支援** 補助金最大**180万円**（府1/2 市町村1/2）
移住するために登録空家*を購入・賃借した場合、住まいとして活用するための空家改修に要する経費を支援
- 不動産取得税の軽減 1/2軽減**
移住するために登録空家*を購入する場合、不動産取得税を軽減
- 借入資金の金利負担の支援** 補助金**借入残高の最大0.5%相当額**
移住を目的とした登録空家*の取得・改修をするために資金を借り入れた場合の金利負担について支援



地域への支援

- 空家の家財整理の支援** 補助金最大**10万円**（府1/2 市町村1/2）
空家を登録空家*とし、売買・賃貸契約が成立した場合、家財の撤去等に要する経費を支援
- お試し住宅の整備の支援** 補助金最大**180万円**（府1/2 市町村1/2）
空家をお試し住宅や移住者向けシェアオフィスなどに活用するための改修に要する経費を支援
- 地域交響プロジェクト** 重点課題対応プログラム 最大**300万円**（府1/3 事業者2/3）
地域協働推進プログラム 最大**100万円**（府10/10）
地域団体が地域の課題解決を図るため、市町村や府との連携・協働関係を構築し取り組む活動を支援



農山漁村地域における特別支援

- 移住者受入体制づくりの活動支援** 補助金最大**50万円**（府1/2 市町村1/2）
地域団体が移住者受入のために行う空家実態調査、計画づくりや広報等に要する経費を支援
- 企業等による移住者用住宅の整備** 補助金最大**120万円**(※)
企業や地域団体が整備する寮、賃貸住宅の新築、改修に要する経費を支援
※市町村補助があった場合の額。集合住宅などの場合、10戸分まで補助（最大1,200万円）
- 移住者の起業の支援** 補助金最大**300万円**
「移住促進特別区域」内への移住者が当該地域で起業する場合の施設整備に要する経費を支援

*「登録空家」とは
移住促進条例に基づき京都府の空家バンクに登録された「移住促進特別区域」内の物件のことです。

【注意】
・補助金は、一部のメニューを除き、市町村を通じた支援となります。
・市町村によって、活用できる制度、補助額、条件等が異なります。
・補助金額は、市町村と京都府の補助額を合わせた額であり、予算の範囲内での交付となります。

◆移住者受入・活躍応援計画を策定した場合の支援

- 交流の拠点整備や活動の支援** 補助金最大**ハード2000万円**（府1/2 市町村1/2）
ソフト 500万円（府1/2 市町村1/2）
市町村が、移住者や関係人口等が交流し活躍するための拠点等を、認定計画に基づいて区域内で整備し、移住促進を図るための事業を実施する場合のハード・ソフト事業を支援
- 不動産取得税の軽減 1/2軽減**
認定計画に沿った事業を実施する事業者が、当該事業に活用するために登録空家を購入する場合、不動産取得税を軽減

◆その他の支援（国）

- 京都府移住支援金（地方創生移住支援事業）** 補助金最大**100万円**
5年以上東京23区に在住または近隣の地域に在住し23区内に通勤している方が京都府の対象地域へUIターン（移住&就業）される場合等に、移住支援金を支給



◆相談窓口（京都移住コンシェルジュ）

京都・大阪・東京に相談窓口を設け、市町村と連携して、移住希望者と地域の橋渡しをしています。地域のイベント、地域が求める人材の情報等、お待ちしております！

■ 京都窓口

日時 月曜～金曜 9時～17時
※祝日除く

場所 京都府移住センター
〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入ル
丁子風呂町104-2
京都府庁西別館2階
（京都府農業会議内）

お問合せ ☎ 075-441-6624
✉ f-center@kyoto-i.ju.jp

■ 大阪窓口

日時 土曜 10時～18時
※祝日除く

場所 大阪ふるさと暮らし情報センター
営業日 火曜～土曜 ※祝日除く
〒540-0029
大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪1階

お問合せ ☎ 06-4790-3000(代表)
✉ kyoto@osaka-furusato.com

■ 東京窓口

日時 火曜～土曜 10時～18時
※祝日除く

場所 ふるさと回帰支援センター
営業日 火曜～日曜 ※祝日除く
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階

お問合せ ☎ 080-8504-9734(京都府窓口直通)
03-6273-4401(代表)
✉ kyoto@furusatokaiki.net

オンライン相談も実施
しています！
詳しくは京都窓口まで。



支援制度に関するお問い合わせ先

- ◆**施策全般について** 京都府 政策企画部 地域政策室 TEL：075-414-5742 FAX：075-414-4389
- ◆**農山漁村地域について** 京都府 農林水産部 農村振興課 TEL：075-414-4906 FAX：075-414-5039

各地域に関するお問い合わせ

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 政策企画部 地域政策室	TEL：075-414-5742 FAX：075-414-4389
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府 丹後広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0772-62-4300 FAX：0772-62-5894
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府 中丹広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0773-62-2031 FAX：0773-63-8495
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0771-24-8430 FAX：0771-24-4683
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0774-21-2049 FAX：0774-22-8865

※ 移住促進特別区域の指定をお考えの場合は、お住まいの市町村移住・定住促進担当課にお問い合わせください。